**２　定款変更届出手続**

**（１）概要**

　　○　社会福祉法人の定款変更手続のうち、次の事項については、所轄庁への定款変更認可申請ではなく、遅滞なく定款変更届出書により届け出ること。

（法第45条の36第４項、法施行規則第４条）

　　　　【変更届出事項】

①　事務所の所在地の変更に関すること。

　　　　②　資産の変更に関する事項の変更に関すること。

（基本財産が増加する場合に限る。）

　　　　③　公告の方法の変更に関すること。

○　所轄庁は、法人から定款変更届出書が提出された場合には、形式的要件に適合していないときは、法人の同意の上で補正を求め、法人からの再提出があった時点で収受を行うものとする。

なお、定款変更届出書の受理通知等は行わない。

このため、法人においては、所轄庁に提出した定款変更届出書と同一のものを保管すること。

○　なお、所轄庁が市町である場合は、直接、当該市町法人担当課に届出をすること。

○　また、**定款の変更日**は、特に定めを行っていないときは**評議員会の決議日**となり、その日から効力を生じる。

**定款の附則に記載する「施行日」**は、**「評議員会の決議日」**とすること。

**※定款の附則の記載（例）**

（※届出時の書類「変更後の定款」の附則に、届出年月日を記入しておくこと。）

　附　則（令和○年○月○日広島県知事届出）

　　　この定款は、令和○年○月○日（評議員会決議）から施行する。

**（２）定款変更届出事項**

**ア　法人の事務所の所在地の変更**（**法第31条第１項第4号、法施行規則第4条第1項第１号）**

**イ　資産に関する事項の変更（法第31条第1項第９号、法施行規則第4条第1項第2号）【基本財産（土地、建物、現金）の増加に限る。】**

①　基本財産の増加に限る。ただし、基本財産の減を伴う場合は、事前に所轄庁の「基本財産の処分承認」を受けた後、定款変更認可申請を行うこと。

② 基本財産の記載に当たっては、不動産登記簿の表示と同一とすること。

③　なお、基本財産の定款への表記方法については、基本財産の増加等に伴い別表として、一覧で表記することが望ましいこと。

※　表記方法については、「１定款変更認可申請手続」の「別記（基本財産の表記方法）」を参照のこと。（表記方法の変更は、定款変更認可申請が必要。）

**ウ　公告の方法の変更（法第31条第１項第15号、法施行規則第4条第1項第3号）**

1. **定款変更届出に係る手続の流れ**

①定款変更の内容を整理した上、法人担当課まで事前相談を行う。

②理事会で、必要事項（定款変更の事項）について決議するとともに、評議員会の開催

（日時・場所・議題・議案（定款変更に関する議案））を決議する。

③評議員会で、定款変更について、評議員数の３分の２以上の同意により決議する。

④「定款変更届」（必要な書類を添付）を１部提出する。

※なお、「定款変更届」で足りる事項と「定款変更認可申請」が必要な事項を、同時に

定款変更する場合は、届出事項を含めた１件の定款変更認可申請（２部）をすること。

※また、当該定款変更が法人の登記事項（組合等登記令第２条第２項）に関する変更であれば、定款変更内容を法務局にて登記する必要がある。

**（４） 提出書類**

**ア　提出書類一覧表**

　（ア）別紙「定款変更届出書類一覧表」及び「チェックリスト」を参照すること。

（○印…必要な書類、△印…該当する場合のみ必要な書類）

書類一覧表のうち、必要なものについて一覧表の順に並べて１部提出すること。

（イ）官公庁等が発行する書類は、正本１部に原本を添付すること。

法人においては、所轄庁に提出した定款変更届出書と同一のものを保管すること。

**イ　提出先**

（ア）法人所轄庁が県の場合（提出書類の担当課宛先等）

　　　○宛　先 「広島県健康福祉局医療介護基盤課法人指導・老人福祉施設グループ」

○住　所　〒730－8511　広島市中区基町10番52号

○電　話　082－513－3149（ダイヤルイン）

（イ）法人所轄庁が市町の場合

　市町の社会福祉法人担当課に事前相談したうえで、提出してください。

**ウ　提出部数　１部**（正本１部）

　　　○Ａ４サイズに、別紙「定款変更届出書類一覧表」の順に綴じて提出すること。

○届出書の次に、添付書類目録（添付書類の名称を記載した書類）を添付すること。

別紙　　　　　　　　　　　　　　　　　　　定款変更届出書類一覧表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | | 変更事項 | | 事務所  所在地  の変更 | 基本財産の増加 | | | 公告の  方法の  変更 | 備　 考 |
|  | |  |  | 土地 | 建物 | 基金 |
| 添付書類 | | |  |
| 1 | 基本書類 | 定款変更届出書 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | （別紙様式１） |
| 2 | 添付書類目録 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | （別紙ひな型） |
| 3 | 理事会議事録（写） | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 4 | 評議員会議事録（写） | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 5 | 変更後の定款 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 継紙として「変更後の定款」と記載した書類（１枚）を添付 |
| 6 | 現行の定款 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 継紙として「現行の定款」と記載した書類（１枚）を添付 |
| 7 | 決算書 | | | ― | ○ | ○ | ○ | ― | （法人全体の計算書類及び注記・財産目録） |
| 8 | 施設整備関係等書類（不動産関係書類） | 施設整備結果報告書 | | | ― | ○ | ○ | ― | ― | （別紙様式２） |
| 9 | 補助金等の決定書（写） | | | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 10 | 助成金決定書（写） | | | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 11 | 借入金決定書（写）又は 借入金受理証明書（写）等 | | | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 12 | 償還計画表 | | | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 13 | 償還金贈与契約書（写） | | | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 14 | 建築資金贈与契約書（写） | | | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 15 | 工事関係契約書（写し）、領収書（写） | | | ― | △ | △ | ― | ― |  |
| 16 | 不動産売買契約書（写）・領収書（写）、不動産贈与契約書（写）・不動産の価格評価書等 | | | ― | ○ | △ | ― | ― |  |
| 17 | 不動産登記事項証明書 | | | ― | ○ | ○ | ― | ― | １部は原本、１部は写 |
| 18 | 不動産貸借契約書（写） | | | ― | ― | △ | ― | ― | 建物の敷地が貸借の場合 |
| 19 | 土地の公図 | | | ― | ○ | ― | ― | ― | １部は原本、１部は写 |
| 20 | 建築確認書（写）、検査済証（写） | | | ― | ― | ○ | ― | ― |  |
| 21 | 図面（位置図・配置図・平面図） | | | ○ | ○ | ○ | ― | ― | 該当箇所を明示 |
| 22 | その他  の書類 | 事務所所在地の分かる資料(写) | | | ○ | ― | ― | ― | ― | 所在地の市町の発行した通知等の写し |
| 23 | 不動産貸借契約書（写） | | | △ | ― | ― | ― | ― |  |
| 24 | 残高証明書 | | | ― | ― | ― | ○ | ― | １部は原本、１部は写 |
| 25 | その他必要な資料 | | | △ | △ | △ | △ | △ |  |

※「添付書類目録（別紙ひな型）」及び「（別紙様式２）施設整備結果報告書」の作成については、「定款変更認可申請書類」の記入例を参照。

別紙様式1

社会福祉法人定款変更認可申請書の「記入例」を参照すること。

**記入例**

定款変更（届出事項）は、評議員会の議決日をもって、その効力を生じる。（認可事項を除く。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 社 会 福 祉 法 人 定 款 変 更 届 出 書 | | | | |
| 届  出  者 | 主たる事務所  の 所 在 地 | 広島県○○市○町○丁目□□番△△号 | | |
| ふりがな  名　　　　称 | しゃかいふくしほうじん　　 ○○かい  社会福祉法人　　 ○○会 | | |
| 理事長の氏名 | 理事長　広　島　次　郎 | | |
| 届　出 年 月 日 | | 令和○○年○○月○○日 | | |
| 定  款  変  更  の  内  容  及  び  理  由 | 内　　　　　　　　　　容 | | | 理　　由 |
| 変更前の条文 | | 変更後の条文 |
| 左右を対照・並列  にして記載  （事務所の所在地）  第４条　この法人の事務所を広島県広島市中区◇◇番○○号に置く。  （資産の区分）  第１８条  （１）建物  　（イ）～（ハ）　（略）  土地には、地目も記載すること。  （２）土地  　（イ）～（ハ）　（略）  変更する項、（号）の単位で記載  すること。  　（略）  　附則（平成○○年○月○日広島県  知事認可）  この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。  　（略）  施行日に、定款変更に係る「評議員会の決議日」を記入すること。 | | 理由は、変更か所ごとに、具体的に記載すること。  （事務所の所在地）  第４条　この法人の事務所を広島県広島市中区□□番△△号に置く。  （資産の区分）  第１８条  資産は、不動産登記簿の表記  どおりに記載すること。  （１）土地  　（イ）～（ハ）　（略）  　（ニ）広島県○○市△△町一丁目○○番所在の◇◇保育園　敷地（宅地　○○○．○○平方メートル）  （２）建物  　（イ）～（ハ）　（略）  （ニ）広島県○○市△△町一丁目○○番地所在の鉄筋コンクリート陸屋根○階建◇◇保育園園舎　１棟（延○○○．○○平方メートル）  ※定款の基本財産の表記を条文内から別表に変更する場合は、定款変更認可申請が必要となることに留意すること。  （略）  　附則（平成○○年○月○日広島県知事  認可）  この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。  　（略）  　附則（令和○○年○○月○○日広島県  知事届出）  この定款は、令和○○年○○月○○日から施行する。 | 法人事務所の移転  土地の新規取得  建物の新規取得  定款変更に伴う附則の追加 |

別紙様式１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 社 会 福 祉 法 人 定 款 変 更 届 出 書 | | | | |
| 届  出  者 | 主たる事務所  の 所 在 地 |  | | |
| ふりがな  名　　　　称 |  | | |
| 理事長の氏名 |  | | |
| 届　出 年 月 日 | |  | | |
| 定  款  変  更  の  内  容  及  び  理  由 | 内　　　　　　　　　　容 | | | 理　　由 |
| 変更前の条文 | | 変更後の条文 |
|  | |  |  |